

令和4年

第2回熊本県後期高齢者医療
広域連合議会定例会会議録

熊本県後期高齢者医療広域連合議会事務局

目 次

1	会議日程	2
2	出席議員	2
3	欠席議員	3
4	説明のため出席した者	4
5	議会事務局職員	4
6	開会	4
7	日程第 1 諸般の報告	4
8	日程第 2 議席の指定	5
9	日程第 3 会期の決定	5
10	日程第 4 議長選挙	5
11	日程第 5 会議録署名議員の指名	7
12	日程第 6 から日程第 13	7
13	提案理由説明	7
14	質疑・討論・採決	11
15	日程第 14 一般質問	16
16	閉会	20

会 議 日 程

令和4年10月24日（月曜日） 午後2時15分開会

- 第 1 諸般の報告
第 2 議席の指定
第 3 会期の決定
第 4 議長選挙
第 5 会議録署名議員の指名
第 6 議第 7号 専決処分の報告及び承認について
「熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」
第 7 議第 8号 専決処分の報告及び承認について
「熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」
第 8 議第 9号 専決処分の報告及び承認について
「熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更」
第 9 議第10号 専決処分の報告及び承認について
「令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」
第10 議第11号 令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
第11 議第12号 令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第12 議第13号 令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）について
第13 議第14号 令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
第14 一般質問

○

出席議員（38名）

1番	原	亨
3番	松岡	隼人
7番	服部	香代
8番	緒方	哲郎
9番	藤井	慶峰
10番	小西	涼司
12番	園田	浩文

13番	中	尾	友	二
14番	来	海	恵	子
16番	松	尾	純	久
17番	立	山	秀	喜
18番	中	逸	博	光
19番	石	原	佳	幸
20番	豊	瀬	和	久
21番	小	林	久美子	
22番	高	橋	周二	
23番	渡	邊	誠	次
24番	市	原	正文	
25番	本	田	生一	
26番	堀	田	直孝	
28番	藤	木	正幸	
29番	清	崎	輝昭	
30番	西	村	博則	
31番	宮	川	安明	
32番	藤	澤	和生	
33番	三	浦	賢治	
34番	竹	崎	一成	
35番	川	野	雄一	
36番	森	本	完一	
37番	吉	瀬	浩一郎	
38番	黒	木	龍次	
39番	中	嶽	弘継	
40番	市	岡	智恵	
41番	木	下	丈二	
42番	内	山	慶治	
43番	松	谷	浩一	
44番	溝	口	峰男	
45番	錦	戸	俊春	

○

欠席議員（7名）

2番	中	村	博生
4番	安	田	康則
5番	高	岡	利治
6番	近	松	恵美子
11番	溝	見	友一

15番 上 田 孝
27番 吉 良 清 一

説明のため出席した者

○

広 域 連 合 長	大 西 一 史
副 広 域 連 合 長	荒 木 泰 臣
事 務 局 長	岩 崎 高 児
事務局次長兼事業課長	上 野 信
事務局次長兼給付課長	大 西 学
事務局次長兼総務課長	古 賀 優 作

議会事務局職員

○

議 会 事 務 局 長	入 江 常 治
書 記	吉 田 正 男
書 記	中 山 義 崇
書 記	高 橋 朋 宏

午後2時15分開会

○清崎輝昭 副議長

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を務めさせていただきます。

議員の皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は38名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。日程第6ないし日程第13の議案審議につきましては、まず、提案理由について一括して説明を求め、その後、監査委員報告を経て、議案に対する質疑を行った後、討論・採決に入ることとさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

日程第1 諸般の報告

○清崎輝昭 副議長

これより、日程第1、「諸般の報告」を申し上げます。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による現金出納検査結果報告及び同法第199条第9項の規定による令和3年度定期監査結果報告がありましたので、お手元に配付し、議会に対する報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

日程第2 議席の指定

○清崎輝昭 副議長

次に、日程第2、「議席の指定」を行います。

議席の指定は、会議規則第4条第2項の規定により、今回選出されました議員の議席は、ただいま御着席のとおり指定いたします。

○

日程第3 会期の決定

○清崎輝昭 副議長

次に、日程第3、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清崎輝昭 副議長

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日限りに決定いたしました。

○

日程第4 議長選挙

○清崎輝昭 副議長

次に、日程第4、「議長の選挙」を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清崎輝昭 副議長

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、副議長を務めております私から指名させていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清崎輝昭 副議長

御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に原亨議員を指名いたします。

お諮りをいたします。ただいま指名をいたしました原亨議員を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○清崎輝昭 副議長

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました原亨議員が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました。

会議規則第32条第2項の規定により、議長に当選されたことを告知いたします。

ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長に当選されました原亨議員が議場におられます。

議長に御挨拶をお願いいたします。

○
(原亨議長 登壇)

○原亨 議長

皆様、こんにちは。ただいま議長に選出いただきました、熊本市議会議長の原亨でございます。

議長の大要職に御選出をいただきましたことは、大変光栄でありますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いであります。

この後期高齢者医療制度は、高齢者の皆様の生命と健康を維持するための最も重要な施策であります。現在、想定を上回るスピードで少子化が進む一方、令和4年からは団塊の世代の方々の後期高齢者医療制度への加入が始まっており、被保険者数の急増と医療費の増大が予測されるところであります。そうした中においても、安定した制度運営を図っていくことが広域連合の使命であると考えております。

本議会といたしましても、被保険者である後期高齢者の皆様の負託に応え、その使命を十分に果たしていかなければなりません。今後も、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、議員の皆様におかれましては、何とぞ御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。議長就任の挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

(原亨議長 着席)

○清崎輝昭 副議長

これで私の職務は終了いたしましたので、議長を交代いたします。

原議長、議長席にお着き願います。

(清崎輝昭副議長 議長席を降りる)

(原亨議長 議長席に着席)

○原亨 議長

大西連合長。

○

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

皆様、こんにちは。広域連合長の大西でございます。提案理由の説明に先立ち、一言、御挨拶申し上げます。

令和4年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用にもかかわらず、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。また、本県の後期高齢者医療制度につきまして、議員の皆様をはじめ、構成市町村の皆様の御協力により円滑に運営することができておりますことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、平成20年度の発足以降、今年で15年目を迎えたところであります。

後期高齢者医療制度を取り巻く環境としましては、少子化が加速しております一方、今年からは、団塊の世代が後期高齢者となり始めるなど、医療費の増大に伴う現役世代の負担の増加が見込まれているところです。

このような中、10月からは、一定以上の所得がある後期高齢者の医療費窓口負担割合の見直しが行われたところであります。

今後も、負担割合に応じて増加する医療費を公平に支え合う仕組みの構築が重要となっております。

他方、本広域連合におきましては、医療費の適正化につながる保健事業のさらなる推進につきまして、45市町村と連携を図りながら取り組む所存でございます。

議員の皆様には、なお一層の御理解と御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

本日は、令和3年度歳入歳出決算のほか、令和4年度補正予算など、8つの案件について御審議いただきます。

それでは、議第7号から議第14号までの提案理由につきまして、一括して説明させていただきます。

まずは、「専決処分の報告及び承認について」でございます。議第7号から議第10号までの議案につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分により定め、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、その承認をお願いするものであります。

議第7号及び議第8号につきましては、「職員の育児休業等に関する条例の一部改正」でございますが、こちらは、いずれも人事院規則の一部改正に伴い、職員の育児休業等を定めた条例について所要の改正を行うものであります。

議第9号につきましては、「熊本縣市町村総合事務組合同規約の一部変更」でございますが、こちらは、組織を構成する地方公共団体に令和4年4月1日から名称の変更が生じたため、規約の一部を変更するものであります。

議第10号につきましては、「令和3年度の特別会計補正予算」であります。こちら

は、令和3年度の保険給付実績に応じて決定されます国・県等の「療養給付費負担金等」の交付額確定及び国の「調整交付金」の交付額確定によるものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ13億9,251万4,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を3,020億1,738万2,000円とするものであります。

次に、議第11号及び議第12号につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和3年度の「一般会計決算」及び「後期高齢者医療特別会計決算」について、議会の認定をお願いするものであります。

一般会計につきましては、主に広域連合の「組織運営に関する経費」について支出したものであり、歳入総額は2億5,827万1,816円、歳出総額は2億4,705万9,034円となり、歳入歳出差引残額1,121万2,782円を令和4年度に繰り越すものです。

続いて、後期高齢者医療特別会計につきましては、主に約28万人の被保険者に対する「保険給付等経費」について支出したものであり、歳入総額は3,006億3,019万1,465円、歳出総額は2,892億3,177万2,006円となり、歳入歳出差引残額113億9,841万9,459円を令和4年度に繰り越すものであります。

なお、歳入の主な内容としましては、国の療養給付費負担金等の「国庫負担金」が718億2,032万1,789円、後期高齢者交付金であります「支払基金交付金」が1,136億1,941万3,000円などとなっております。歳出の主な内容としましては、「保険給付費」が総額2,797億5,095万5,516円であり、歳出総額の96.72%を占めております。

次の議第13号、「令和4年度一般会計補正予算（第1号）」につきましては、令和3年度の決算に伴う繰越金を編入するため、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ121万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億5,415万7,000円とするものです。

次の議第14号、「令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」につきましては、令和3年度特別会計決算に伴う歳入歳出差引残額57億8,265万5,000円を繰越金として編入するとともに、令和3年度の療養給付費等の実績確定に伴う追加負担金及び償還金を編入するものであります。この結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ59億2,485万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,043億9,267万円とするものです。また、この補正予算にあわせて、地方自治法第214条の規定に基づき、債務負担行為を設定しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(大西一史広域連合長 着席)

○

○原亨 議長

以上で、提案理由の説明は終わりました。

次に、「令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び「令和

883万9,000円となっておりますが、熊本県全体ですので、かなりこういう大きな数字になるのかなと思いますけれども、保険料の負担軽減に回せないのか、この2点について質問をいたします。よろしく答弁をお願いします。

(小林久美子議員 着席)

○岩崎高児 事務局長
議長。

○原亨 議長
岩崎事務局長。

(岩崎高児事務局長 登壇)

○岩崎高児 事務局長

ただいま議員御質問の「健診受診率向上に向けてどのような取り組みを行っているのか」についてお答えいたします。

令和3年度に実施いたしました受診率向上に向けた取り組みといたしまして、4点ございます。

まず、1つ目に、医療機関における受診勧奨ポスターの掲示や各市町村を通じたリーフレットの配布など、被保険者に健診内容等の広報を行ったところです。

2つ目に、各市町村が策定した受診率向上計画を広域連合で集約し、「対象者への受診券発行」「未受診者への勧奨通知」「集団健診の追加実施」など、受診率向上に効果的な好事例の情報提供を行いました。

3つ目に、広域連合で健診結果に関連する医科分析及び歯科分析を実施いたしまして、分析結果の情報提供を市町村に行いまして、受診勧奨への活用を促しております。

4つ目に、受診率の低い地域に対しまして、県歯科医師会と連携した健康セミナーを開催するなど、受診率向上に向けた啓発に努めたところでございます。

今後とも、健康診査推進計画に基づきまして、被保険者への啓発活動や市町村に対する取り組みの支援を行いますとともに、健康状態不明者などへの受診勧奨や通いの場における健康教育等と連動した取り組みを推進してまいります。

続きまして、2点目の実質剰余金による保険料の負担軽減についてお答えいたします。

実質剰余金につきましては、平成28年度決算における約78億8,000万円から、平成29年度決算の約65億3,000万円、平成30年度決算の約59億円、令和元年度決算の約49億円と、被保険者数の増加や一人当たり医療費の増加に伴い、減少してきたところでございます。

そのような中で、令和2年度決算においては、保険料率改定もございましたけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けた受診控え等の影響も大きく、これまで右肩上がりであった医療給付費が減少に転じ、実質剰余金が前年度比で約14億2,000万円増加し、約63億2,000万円になったところです。

今回の令和3年度決算においては、前年度に比べ、医療給付費が伸びたこともあり、実質剰余金が約1億7,000万円減少し、約61億5,000万円となる見込みとなっております。

この実質剰余金は保険料の負担軽減に回せないのかという御質問ですけれども、令和4・5年度の保険料率算定時において、この実質剰余金は全額を歳入額に見込んで試算を行っているところでございます。令和4年から団塊の世代が後期高齢者医療制度に加入されることで、被保険者数が大きく増加することが見込まれており、現役世代の負担と後期高齢者の負担の比率であります高齢者負担率の上昇もあり、保険料を上げざるを得ない状況となっております。

今後も厳しい状況が見込まれておりますが、広域連合といたしましては、45市町村とさらに連携し、保険料収入の確保を図るとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施などの保健事業の充実を推進し、医療費の適正化に努めてまいりたいと思っております。

(岩崎高児事務局長 着席)

_____ ○ _____
○小林久美子 議員

2回目はしません。

_____ ○ _____
○原亨 議長

よろしいですか。

_____ ○ _____
○小林久美子 議員

はい、いいです。

_____ ○ _____
○原亨 議長

以上で、議案に対する質疑は終了いたしました。

次に、討論及び採決に入ります。

議第7号、「専決処分の報告及び承認について、熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」、議第8号、「専決処分の報告及び承認について、熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正」、議第9号、「専決処分の報告及び承認について、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更」を一括して採決をいたします。

以上、3件については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

議第7号ないし議第9号について、原案のとおり承認することに賛成の議員の御起立を願います。

(賛成者起立)

○原亨 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第7号ないし議第9号は、原案のとおり承認をされました。

次に、議第10号、「専決処分の報告及び承認について、令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算」を採決いたします。

議第10号については、討論の通告はございませんでしたので、これより採決をいたします。

議第10号について、原案のとおり承認することに賛成の議員は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○原亨 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第10号は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

これより、議第11号、「令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第11号を採決いたします。

議第11号について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○原亨 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第11号は、原案のとおり認定をされました。

次に、議第12号について、小林久美子議員より討論の通告がっておりますので、発言を許します。

なお、発言時間は5分以内でありますので、御承知おきを願います。

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○原亨 議長

小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

議第12号、令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳

出決算の認定について、反対をします。

先ほど質疑で実質剰余金を保険料引き下げに回せないのかとお聞きしましたが、答弁では、令和4・5年度の保険料算定時において、この実質剰余金は全額を歳入額に見込んで試算を行っているということでした。しかし、前回の保険料率改定で一人当たりの保険料額は4,549円増の6万6,219円です。この後期高齢者制度は、かなり低所得者で構成をされていますし、軽減特例の見直しもされてきました。その一方で、年金は、令和3年が0.1%の引き下げ、この認定には入りませんが、令和4年は0.4%の引き下げと、この間引き下げられています。実質剰余金は全額歳入額に見込んでも、保険料は値上げがされている状況です。後期高齢者は、物価の高騰に加え、年金の引き下げ、そして保険料の引き上げと、暮らしを圧迫しています。国に対しては軽減特例の復活と国庫負担の増額を求め、広域連合としても高齢者の暮らしを守るために保険料の引き下げを進めていく必要があると述べて、反対討論とします。

以上です。

(小林久美子議員 着席)



○原亨 議長

以上で、議第12号について、小林久美子議員の討論は終わりました。

これより、議第12号、「令和3年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

議第12号について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○原亨 議長

賛成多数と認めます。

よって、議第12号は、原案のとおり認定をされました。

次に、議第13号、「令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について」採決をいたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第13号を採決いたします。

議第13号について、原案のとおり決することに賛成の議員は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○原亨 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第13号は、原案のとおり可決をされました。

次に、議第14号、「令和4年度熊本県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会

計補正予算について」採決いたします。

本件については、討論の通告はございませんでしたので、これより議第14号を採決いたします。

議第14号について、原案のとおり認定することに賛成の議員は、御起立を願います。

(賛成者起立)

○原亨 議長

全員賛成と認めます。

よって、議第14号は、原案のとおり認定をされました。

_____ ○ _____

日程第14 一般質問

○原亨 議長

次に、日程第14、「一般質問」を行います。

お手元に配付しております「一般質問通告書」のとおり、小林久美子議員から一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

なお、発言時間は10分以内、回数は3回まででありますので、御承知おきを願います。

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○原亨 議長

小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

菊陽町の小林です。通告に従って、一般質問を行います。医療費窓口2割負担についてお聞きします。

75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担を1割から2割に引き上げる高齢者医療費2倍化法は、昨年6月、自民、公明、維新、国民民主各党の賛成多数で可決をされました。9月までは、原則1割負担、現役並み所得が3割負担でした。10月からは、後期高齢者の20%に当たる370万人が1割から2割負担になります。対象となるのは、単身は年収200万円以上、後期高齢者が複数いる世帯は、合計年収320万円以上で、かつ課税所得28万円以上です。本広域連合の場合、どの程度の人が影響を受けるのか。既に通知がなされていますが、広域連合への問合せはどの程度あったのでしょうか。それについて、まずお尋ねをします。

(小林久美子議員 着席)

_____ ○ _____

○岩崎高児 事務局長

議長。

_____ ○ _____

○原亨 議長

岩崎事務局長。

_____ ○ _____

(岩崎高児事務局長 登壇)

○岩崎高児 事務局長

医療費の窓口2割負担について、本広域連合の場合、どの程度の人が影響を受けたのか、についてお答えいたします。

後期高齢者医療における被保険者の医療費の窓口負担割合は、令和4年10月1日から一定以上の所得がある被保険者については窓口2割負担となりましたけれども、本県における対象者につきましては被保険者全体の14.38%に当たります4万1,292人でございます。

次に、2割負担の通知に対する被保険者からの問合せについてですが、本広域連合では、令和4年10月1日施行の窓口負担割合の見直しに向け、7月に制度改正及び被保険者証の有効期限などを説明したリーフレットを全被保険者約28万6,000人に発送いたしました。また、9月には、窓口負担割合が2割となる対象者約4万1,000人に対しまして、被保険者証を送付する際に、制度改正の背景や負担割合の判定基準、負担を抑える配慮措置などを記載したリーフレットを同封したところでございます。

次に、被保険者からの問合せにつきましては、7月のリーフレット発送時には約180件、10月の被保険者証発送時には約130件、合わせまして約310件の問合せがありました。問合せの内容につきましては、窓口負担2割となることに対する不満もありましたけれども、2割の対象となる基準や配慮措置に関するものが大部分を占めておりました。

以上です。

(岩崎高児事務局長 着席)

_____ ○ _____

○小林久美子 議員

議長。

_____ ○ _____

○原亨 議長

小林久美子議員。

_____ ○ _____

(小林久美子議員 登壇)

○小林久美子 議員

答弁、ありがとうございました。

今の答弁では、2割負担になる方の2割に対する不満はあったが、2割の対象となる基

準や配慮措置に関するものが大部分を占めていたという答弁でしたが、私の身の回りの高齢者の方は、自分が1割になるのか、2割になるのか、どうなるのか、非常にやっぱり心配をされていました。そして、その通知を見て、自分はこのまま1割でよかったと。やはり高齢者の方は、1つの病院だけではないんですね。結局、内科に行き、整形外科に行き、眼科に行き、耳鼻科に行き、歯科に行きと。ですから、この後期制度の中では少し収入がある人だからいいのではないかとお思いの方がいらっしゃる、多いかもしれないんですけど、やはり僅かな年金が限られた中で1割が2割になるというのは非常に大きな負担感があるということで、後期高齢者のこの広域連合の事務局の方もそういうところもしっかりと受け止めて対応をお願いしたいなと思っています。

外来患者の負担増を月3,000円以内に抑える配慮措置は3年間だけです。入院の場合は配慮措置はないと思いますが、この負担増により、受診抑制がひどくなって、健康悪化が心配されるのではないかと思います。私も保健の立場からすると、どうしても皆様はなるべく医療費を抑えるということだと思えるんですけども、やはり重症になって、病院に行った場合は、そちらのほうが医療費がたくさんかかるということがありますので、受診抑制がひどくなって、健康悪化がないように対応しないといけないのではないかと思います。広域連合としては、どのように想定されているのか、その点についてお尋ねをします。

(小林久美子議員 着席)

_____ ○ _____
○大西一史 広域連合長
議長。

_____ ○ _____
○原亨 議長
大西連合長。

(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

お尋ねの件にお答えをいたします。

2割負担となる対象者ですが、一定以上の所得のある方でありまして、単身者の場合、年金収入とその他の合計所得金額の合計が200万円以上かつ課税所得金額28万円以上となっております。課税所得金額28万円以上の方の割合は、3割負担の方を除き、上位約14%でありますので、経済的な負担力については、ある程度考慮されているものと認識をしております。

外来につきましては、議員御案内のとおり、負担増を3,000円以内に抑える配慮措置がなされております。一方、入院につきましては、高額療養費制度により、本人負担額の上限は1割負担と変更はなされていないことから、影響は少ないものと考えております。

広域連合といたしましては、今後とも、必要な受診が抑制されることのないよう、市町村と連携をし、制度の周知広報を徹底してまいります。

(大西一史広域連合長 着席)

○**小林久美子 議員**

議長。

○**原亨 議長**

小林久美子議員。

最後の登壇となります。御注意ください。

(小林久美子議員 登壇)

○**小林久美子 議員**

すみません、ちょっと時間がかかって、申し訳ありません。

今、全国では大体2割のところは2割負担になっていると思いますが、熊本の場合は14.5%ということで、もしかすると収入がちょっと少ないのかなというところで思っています。なかなか熊本の場合は、全国の所得水準と比べましても、先ほどの資料の中にありますように、全国は50数万で、熊本は30数万ということで、非常に厳しいというところもありますから、そういうところも今後考慮していかないといけないのではないかと考えています。入院の場合は、高額療養制度で本人負担額の上限が1割負担と変更されていないということで、その辺は負担感がないということにはなるかと思えます。

ただ、年金は削減され、物価の高騰が、これは先ほどとダブりますけれども、後期高齢者の生活はかなり厳しくなっています。2割負担はぜひ撤回すべきだと私は考えています。この間、食品や生活用品は次々に値上げされ、どこをどう切り詰めたらいのかという悲鳴の聲が聞こえてきます。私も買物をしますと、70代主婦の方は、見切り品の前で悩むということも日常にはあります。長生きするほど年金が切り下げられ、医療や介護の負担が増えていくということで、消費税の増税は社会保障のためと言われてきましたが、残念ながら後期高齢者制度は、団塊の世代の人が増えるし、ということで保険料も上がっていく。介護の見直しなども今後やられていくのではないかと懸念をしています。というところで、質問は3点目なんですけれども、今お話ししましたように、年金削減、物価高騰で後期高齢者の生活はかなり厳しくなっているということで、ぜひ2割負担の撤回をしてほしいと思いますが、広域連合の見解についてお聞きしたいと思います。

(小林久美子議員 着席)

○**大西一史 広域連合長**

議長。

○**原亨 議長**

大西連合長。

最後の答弁となります。

○
(大西一史広域連合長 登壇)

○大西一史 広域連合長

お尋ねにお答えいたします。

今回の見直しの目的は、令和4年から「団塊の世代」の方が後期高齢者となり始め、医療費の増大と保険料の増加が見込まれる中、これを支える現役世代の負担がこれ以上重くならないように国における慎重な検討と国会審議を経て、成案となったと認識をしております。

これは、高齢者の方々だけではなく、子育て世代をはじめ、現役世代の暮らしも十分に検討した上での負担増であり、持続可能な社会保障制度の維持のためには必要であると考えております。

(大西一史広域連合長 着席)

○原亨 議長

以上で、一般質問は終了いたしました。

お諮りをいたします。本定例会において議決されました案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第41条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原亨 議長

御異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを本職に委任することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付議されました案件は、全て終了いたしました。

これにて、令和4年第2回熊本県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時05分閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議長 原 亨

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 松岡 隼人

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員 松谷 浩一



